

# 学習指導要領 解説（総則）

## 第3章 教育課程の編成 第2節 教育課程の編成

### 3 教育課程の編成における共通的要項 (2) 各教科・科目の履修等

単位数を2単位とすることができるという趣旨である。従って、2単位に減ずることはできるのは、限定的であることに十分注意しなければならない。

生徒に履修させる総合的な探究の時間の単位数については、各学校で十分に検討した上で編成するとともに、教育課程における総合的な探究の時間の位置付けを明確にすることが必要である。特に、標準単位数を減ずる場合においては、その理由について、外部への説明責任が果たせるよう、教職員の共通理解を図るとともに、減することと比較して同じ程度の成果が期待できる学習活動が十分に行われることについて、各教科・科目において、教科等横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、探究のプロセスを通して行うことなどを明示するとともに、総合的な探究の時間の全体計画においても具体的に示すことなどが求められる。

(ウ) 外国の高等学校に留学していた生徒について、外国の高等学校における履修により、必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修と同様の成果が認められる場合においては、外国の高等学校における履修をもって相当する必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

第3章  
教育課程の  
編成

本項は、外国の高等学校（当該国における正規の後期中等教育機関）に留学していた生徒の履修の認定に係る取扱いを明確化するため、今回の改訂において新設した規定である。ここで言う留学とは、いったん日本の高等学校に入学した生徒が、校長の許可を受けて留学をすること（学校教育法施行規則第93条第1項）を意味し、もともと外国の高等学校に在籍していた生徒が、日本の高等学校に編入する場合は含まない。

外国の高等学校に留学した場合、36単位を限度として我が国の高等学校の単位として認めることができる（同施行規則第93条第2項）が、留学をした場合でも、必履修教科・科目の履修は必要となる。この場合、外国における学習について、必履修教科・科目と照合して個別に履修状況を確認することが基本であり、海外におけるどのような学習が、国内のどのような教科・科目の履修に相当すると見なすかについては、各学校において適切かつ柔軟に判断することが求められる。その際、外国における学習のみで不足していると考えられる内容については、添削指導や補充指導等も活用しながら、適切に補うことが必要である。

また、学年をまたがって留学した生徒については、留学が終了した時点において、学年の途中においても進級又は卒業を認めることができる（同施行規則第93条第3項）。これらの制度を活用することで、長期の留学の際、原級留置や休学する必要がなくなるため、当該制度の積極的な活用が期待される。

↓  
イ 専門学科における各教科・科目の履修（第1章総則第2款3(2)イ）

イ 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における各教科・科目の履修については、アのほか次のとおりとする。

- (7) 専門学科においては、専門教科・科目 ((1)のウの表に掲げる各教科・科目、同表に掲げる教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。) について、全ての生徒に履修させる単位数は、25 単位を下らないこと。ただし、商業に関する学科においては、上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を 5 単位まで含めることができること。また、商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を 5 単位まで上記の単位数の中に含めることができること。
- (4) 専門教科・科目の履修によって、アの必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。
- (ウ) 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」(以下「課題研究等」という。) の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができること。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができること。

専門学科における各教科・科目の履修については、必履修教科・科目のほかに専門教科・科目を一定単位数以上履修するために、選択科目に配当する時間が制約される場合が多い。そこで、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置や専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修とする代替措置、職業学科の原則履修科目である「課題研究」等と総合的な探究の時間の履修との代替措置を設け、専門学科において、より一層弹力的な教育課程の編成ができるように配慮している。

### ① 専門教科・科目の最低必修単位数

専門学科における専門教科・科目の最低必修単位数は、従前と同様に 25 単位以上とし、生徒の多様な実態に応じた弹力的な教育課程の編成を可能にしている。なお、25 単位を下らないこととしているので、専門教育の深化のため、あるいは職業資格の取得要件等を考慮して教育課程を編成する場合は、当然、最低必修単位数の 25 単位を超えて履修することができるよう配慮する必要がある。

学習指導要領では、従前と同様に、専門教科・科目について、第1章総則第2款3(1)ウの表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目であることを明確にしている。すなわち、学習指導要領に示されている専門教科・科目及びその教科に属する学校設定科目はもとより、専門教育の一環として設けられる学校設定教科及び当該教科に関する科目についても、専門教科・科目に含まれることとなる。

② 専門教科・科目以外の教科・科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置

専門教科・科目以外の教科・科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置については、従前と同様、専門教科・科目の履修単位数を確保する観点から特例として規定している。商業に関する学科については、商業教育における外国語の重要性を踏まえ、外国語に属する科目について5単位を限度として生徒に履修させる専門教科・科目の単位数に含めることができることとしている。また、商業以外の専門学科についても、各学科の特色に従い、多様な職業教育の要求に応えるために、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、5単位を限度として、その専門教科・科目以外の科目を専門教科・科目の履修として認めできることとしている。

③ 専門教科・科目による必履修科目の代替

専門教科・科目を履修することによって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

これは、各教科・科目間の指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図ろうとするものであり、必履修教科・科目の単位数の一部を減じ、その分の単位数について専門教科・科目の履修で代替させる場合と、必履修教科・科目の単位数の全部について専門教科・科目の履修で代替させる場合がある。

実施に当たっては、専門教科・科目と必履修教科・科目相互の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分な検討を行うことが必要である。この調整が適切に行われることにより、より効果的で弹力的な教育課程の編成に取り組むことができる。例えば、職業教育を主とする専門学科（以下「職業学科」という。）では、各専門教科の情報に関する科目の履修により「情報Ⅰ」と代替する事が考えられるほか、工業に関する学科で「デザイン実践」等を「工芸Ⅰ」に、家庭に関する学科で「公衆衛生」を「保健」に、看護に関する学科で「基礎看護」や「人体の構造と機能」等を「保健」に代替することなどが考えられる。なお、これらの例示についても、機械的に代替が認められるものではない。代替する場合には、各学校には説明責任が求められる。

④ 職業学科における総合的な探究の時間の特例

職業学科においては、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、看護の「看護臨地実習」、福祉の「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）が、各学科の原則履修科目とされている。これら「課題研究等」の科目においては、自ら課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・統合化を図り、課題の解決に取り組むことができるようすることとしている。一方、総合的な探究の時間は「探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力」を育成することを目指すものである。したがって、課題研究において、総合的な探究の時間と同様に、様々な教科・科目等の見方・考え方を実社会・実生活における問題において総合的に働かせて探究を行う活動を行う場合など、総合的な探究の時間の目標と「課題研究等」の目標が軌を一にする場合も想定される。そのため、総合的な探究の時間の履修により、「課題研究等」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって「課題研究等」の履修の一部又は全部に替えることができるとともに、「課題研究等」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「課題研究等」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができるとしている。

なお、相互の代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、例えば、「課題研究等」の履修によって総合的な探究の時間の履修に代替するためには、「課題研究等」を履修した成果が総合的な探究の時間の目標等からみても満足できる成果を期待できることが必要であり、自動的に代替が認められるものでない。

例えば、職業学科における「課題研究」においては、「調査、研究、実験」、「作品製作」、「産業現場等における実習」、「職業資格の取得」等の内容に関わる課題を設定し、学習を行うこととされており、「課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる」ためには、総合的な探究の時間の目標である「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力」の育成に資する学習活動を、探究の過程を通して行うことが求められる。また、「課題研究等」において課題を研究する際には、様々な教科等の見方・考え方を実社会・実生活における問題において総合的に働かせる、教科等横断的な視点に基づくことが必要である。

なお、本規定においては、「一部又は全部に替えることができる」とされており、例えば、「課題研究等」において様々な学習活動を行う場合であって、その一部においてのみ、「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力」の育成に資する学習活動を、教科等横断的な視点に基づいて課題を研究しながら、探究の過程を通して行う場合、当該部分のみを総合的な探究の時間と代替するということは可能である。

総合的な探究の時間の履修によって、「課題研究等」の科目の履修に替えた場合には、「課題研究等」の科目の履修そのものは行っていないことから、この場合の総合的な探究の時間の単位数を、専門学科における専門教科・科目の必修単位数（第1章総則第2款3(2)イ(7)）に含めることはできないことについては、十分に留意する必要がある。

本規定は、「同様の成果が期待できる場合」においてのみ適用できる規定であり、総合的な探究の時間や課題研究等の目標を満たすものでなければ、それぞれ代替することはできない。具体的には、例えば、職業資格の取得を主目的とした学習活動などについては、生徒が自己の在り方生き方を考えながら自分で課題を発見し、探究の過程において考えるための技法を自在に活用し、成果のまとめや発表を行う総合的な探究の時間の趣旨に照らしてふさわしくないことは言うまでもない。

こまご  
↓

#### ウ 総合学科における各教科・科目の履修等（第1章総則第2款3(2)ウ）

##### ウ 総合学科における各教科・科目の履修等

総合学科における各教科・科目の履修等については、アのほか次のとおりとする。

(ア) 総合学科においては、(1)のオの(1)に掲げる「産業社会と人間」を全ての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし、標準単位数は2～4単位とすること。

(イ) 総合学科においては、学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）とすることを原則とするとともに、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設け、生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにすること。その際、生徒が選択履修するに当たっての指針となるよう、体系性や専門性等において相互に関連する各教科・科目によって構成される科目群を複数設けるとともに、必要に応じ、それら以外の各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修できるようにすること。

総合学科は、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科として、高等学校教育の一層の個性化・多様化を推進するため、普通科・専門学科に並ぶ新たな学科として、平成5年3月に設けられたものである。総合学科の創設に関しては、平成3年4月に示された「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について（答申）」（第14期中央教育審議会答申）において、「普通科と職業学科に大別されている学科区分を見直し、普通科と職業学科とを総合するような新たな学科の設置」が提言され、その具体化を検討してきた高等学校教育の改革の推進に関する会議の平成5年2月の第四次報告に基づき制度化されたものである。

総合学科における教育の特色としては、次のような点が挙げられる。